明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一一九）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一二〇、一二一）　五
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通三九八）　五
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（同三九九）　六
○水先人に免許を与えた件（同四〇〇）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同四〇一）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（同四〇二）　六
○道路に関する件（北海道開発局四〇～四二）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　七
〔官庁報告〕
官庁事項
函館管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　七
釧路管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
商業登記抹消関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省　令

○国土交通省令第五十九号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七条第三項及び第六十三条の規定に基づき、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月九日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録） **第三条**　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、当該ボートを検査し、告示で定めるモーターボート競走用ボート登録規格（以下「ボート登録規格」という。）に合致していると認めるときは、次に掲げる事項をボート登録簿に記載し、又は記録して登録を行うものとする。 一～八　（略） 2　（略） （登録の通知） **第四条**　競走実施機関は、前条第一項の登録を行つたときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を当該申請者に通知するものとする。 （登録の更新） **第五条**　（略） 2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書を競走実施機関に提出するものとする。	（登録） **第三条**　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、当該ボートを検査し、告示で定めるモーターボート競走用ボート登録規格（以下「ボート登録規格」という。）に合致していると認めるときは、次に掲げる事項をボート登録簿に記載して登録を行うものとする。 一～八　（略） 2　（略） （登録票の交付） **第四条**　競走実施機関は、前条の登録を行つたときは、ボート登録票（第一号様式）を当該申請者に交付するものとする。 （登録の更新） **第五条**　（略） 2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書にボート登録票を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

（削る）

３　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該ボートを検査し、ボート登録規格に合致していると認めるときは、更新の登録を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第六条　登録者は、第三条第一項第一号、第二号（ボート名に限る。）又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき（次項に規定する場合を除く。）は、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出るものとする。

２・３　（略）

第七条　削除

第九条　登録者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該登録者に対し、戒告、三月以内のボートの使用停止又はボートの登録の消除をすることができる。

一・二　（略）

（削る）

２　（略）

（削る）

（準用規定）

第十条　第二条から前条までの規定は、競走に使用するモーターの登録について準用する。この場合において、第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「製造番号及びボート名」とあるのは「機関番号」と、第二条第一項第四号及び第三条第一項第四号中「最大幅及び重量」とあるのは「シリンダ容積」と、同項中「ボート登録簿」とあるのは「モーター登録簿」と読み替えるものとする。

（登録）

第十三条　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、同条第一項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を選手登録簿に記載し、又は記録して登録を行うものとする。ただし、第十一条第一項の資格検定試験に合格した日から申請の日までの期間が六月をこえる者又は第十九条第一号、第二号若しくは第四号に該当し登録を消除されて再登録を申請する者については、身体検査及び適性検査を行い、これらに合格した者でなければ登録をしてはならない。

２　（略）

（欠格事由）

第十四条　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。

一　（略）

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　法、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者

四　（略）

五　第二十条第一項各号のいずれかに該当し、登録を消除された者

３　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、第三条第一項各号に掲げる事項を記載したボート仮登録票を申請者に交付するものとする。

４　競走実施機関は、第二項の申請があつたときは、当該ボートを検査し、ボート登録規格に合致していると認めるときは、更新の登録を行い、かつ、ボート登録票にその旨を記載して、ボート仮登録票と引換えに申請者に返還するものとする。

（変更の届出）

第六条　登録者は、ボート登録票の記載事項に変更があつたとき（次項に規定する場合を除く。）は、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出、かつ、当該ボート登録票を提出して訂正を受けるものとする。

２・３　（略）

（登録票の再交付）

第七条　登録者は、ボート登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

２　前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書に当該ボート登録票（き損した場合に限る。）を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

第九条　登録者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該登録者に対し、戒告、三月以内のボートの使用停止又はボートの登録の消除をすることができる。

一・二　（略）

三　ボート登録票を変造し、又は当該ボート以外のボートに使用したとき。

２　（略）

３　前条又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なくボート登録票を競走実施機関に返還するものとする。

（準用規定）

第十条　第二条から前条までの規定は、競走に使用するモーターの登録について準用する。この場合において、第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「製造番号及びボート名」とあるのは「機関番号」と、第二条第一項第四号及び第三条第一項第四号中「最大幅及び重量」とあるのは「シリンダ容積」と、第四条中「第一号様式」とあるのは「第二号様式」と読み替えるものとする。

（登録）

第十三条　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、同条第一項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を選手登録簿に記載して登録を行うものとする。ただし、第十一条第一項の資格検定試験に合格した日から申請の日までの期間が六月をこえる者又は第十九条第一号、第二号若しくは第四号に該当し登録を消除されて再登録を申請する者については、身体検査及び適性検査を行い、これに合格した者でなければ登録をしてはならない。

２　（略）

（欠格事由）

第十四条　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。

一　（略）

二　法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

（新設）

三　（略）

四　第二十条第一項各号のいずれかに該当し、登録を消除された者であつて、消除の日から二年を経過しないもの

（登録の通知）

第十五条　競走実施機関は、第十三条第一項の登録を行つたときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を当該申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

第十六条　（略）

2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書を競走実施機関に提出するものとする。

3　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これらに合格したときは、更新の登録を行い、その旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第十七条　選手は、第十二条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出るものとする。

2　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書にその変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

第十八条　削除

（登録の消除等）

第十九条　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。

（登録票の交付）

第十五条　競走実施機関は、第十三条の登録を行つたときは、選手登録票（第三号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（登録の更新）

第十六条　（略）

2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書に選手登録票及び写真を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

3　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これに合格したときは、更新の登録を行い、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票を交付するものとする。

（変更の届出）

第十七条　選手は、選手登録票の記載事項に変更があつたときは、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出て、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票の交付を受けるものとする。

2　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書に選手登録票、写真及び変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

（登録票の再交付）

第十八条　選手は、選手登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

2　前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書及び写真に当該選手登録票（き損した場合に限る。）を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

（登録の消除等）

第十九条　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。

一～五　（略）

六　第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

第二十条　選手が次のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

（削る）

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適当と認められる理由があるとき。

2　競走実施機関は、前項の規定により登録を消除しようとするときは、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

一　（略）

二　（削る）

（削る）

三　（略）

3・4　（略）

（削る）

（準用規定）

第二十一条　第十一条から前条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十三条第一項中「選手登録簿」とあるのは「審判員登録簿」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十九条第六号中「から第四号まで」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。

一～五　（略）

六　第十四条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

第二十条　選手が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

一　選手登録票を変造し、又は他人に利用させたとき。

二・三　（略）

四　前各号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適当と認められる理由があるとき。

2　競走実施機関は、前項の規定により登録を消除しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

一　（略）

二　競走実施機関の代表

三　選手の代表

四　審判員の代表

五　検査員の代表

六　学識経験者

3・4　（略）

5　前条又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なく選手登録票を競走実施機関に返還するものとする。

（準用規定）

第二十一条　第十一条から前条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第二十二条　第十一条から第二十条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十三条第一項中「選手登録簿」とあるのは「検査員登録簿」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十九条第六号中「から第四号まで」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。

第四章　（略）

（電磁的方法による提出）

第二十三条　この省令の規定による申請書又は届出書並びにこれらに添付すべき書類又は写真（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

２　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、競走実施機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に競走実施機関に到達したものとみなす。

第二十四条　（略）

第一号様式から第五号様式までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定、第十九条第六号の改正規定、第二十条第二項の改正規定、第二十一条の改正規定（「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「第二号」を「又は第三号」に改める部分に限る。）及び第二十二条の改正規定（「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「第二号」を「又は第三号」に改める部分に限る。）は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の第十七条（第二十一条及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定（住所の変更に係る部分に限る。）は、令和七年一月一日以後に住所の変更があった場合について適用し、同日前に住所の変更があった場合については、なお従前の例による。

第二十二条　第十一条から第二十条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第四章　（略）

（新設）

第二十三条　（略）